

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者の総合的支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京田辺市は、障害者の総合的支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京田辺市長

公表日

令和8年2月16日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の総合的支援に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)並びに京田辺市による点字図書給付事業実施要綱(平成10年告示第29号)、障害者福祉サービス等利用支援事業費助成金交付要綱(平成18年告示第71号)、重度障害者等日常生活用具給付実施要綱(平成18年告示第178号)、障害者等補装具の購入等に係る自己負担額助成要綱(平成18年告示第184号)、移動支援事業実施要綱(平成18年告示第188号)及び日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第204号)、重度身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱(平成15年告示第181号)に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施を行っている。</p> <p>上記の法律及び京田辺市要綱等並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)申請に伴う対象者の確認及び受給資格確認(2)支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更(3)支給決定台帳の作成(4)支給管理(5)Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携<ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、京田辺市はPublic Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、受給資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナーポータルを介して、自身の本事務に係る自立支援医療(更生医療・育成医療)の資格情報の取得・閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。(6)その他障害者の総合的支援に関する業務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	福祉総合システム G-Trust II、III、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援・地域生活支援情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番84、番号法第9条第2項に基づく条例(以下「独自利用条例」という。)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二、独自利用条例 【情報提供】項番16、26、56の2、57、87、116 【情報照会】項番108、109、110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和1年6月14日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和1年6月14日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみに行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 入手から保管廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・記述的安全管理措置等を講じている。特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月21日	I-1-②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施を行っている。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)申請に伴う対象者の確認及び受給資格確認 (2)支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更 (3)支給決定台帳の作成 (4)支給管理</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)並びに京田辺市による点字図書給付事業実施要綱(平成10年告示第29号)、障害者福祉サービス等利用支援事業費助成金交付要綱(平成18年告示第71号)、重度障害者等日常生活用具給付実施要綱(平成18年告示第178号)、障害者等補装具の購入又は修理に係る自己負担額助成要綱(平成18年告示第184号)、移動支援事業実施要綱(平成18年告示第188号)及び日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第204号)、重度身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱(平成15年告示第181号)に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施を行っている。</p> <p>上記の法律及び京田辺市要綱等並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)申請に伴う対象者の確認及び受給資格確認 (2)支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更 (3)支給決定台帳の作成 (4)支給管理 (5)その他障害者の総合的支援に関する業務</p> <p>(以下略)</p>	事後	
平成29年4月21日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番84、番号法第9条第2項に基づく条例(以下「独自利用条例」という。)		事後	
平成29年4月21日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番16、26、56の2、57、87、116 【情報照会】項番108、109、110	番号法第19条第7号、別表第二、独自利用条例 【情報提供】項番16、26、56の2、57、87、116 【情報照会】項番108、109、110	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障がい福祉課	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長	健康福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年9月1日	I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴い、法令上の根拠に号ずれが生じるため
令和8年2月16日	②事務の概要	(5)その他障害者の総合的支援に関する業務	<p>(5)Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、京田辺市はPublic Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、受給資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る自立支援医療(更生医療・育成医療)の資格情報の取得・閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。 <p>(6)その他障害者の総合的支援に関する業務</p>	事前	
令和8年2月16日	③システムの名称	G-Trust II	G-Trust II、III	事前	